平成２６年（フ）第５７号
鳥取県米子市角盤町３丁目95番地
破産者　有限会社タカオカ
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１２号
長崎県諫早市永昌町11番７号フロンティアビル101号
破産者　株式会社はっぴーゆー
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目１番24号
破産者　有限会社オシカワ
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５４１号
神戸市北区花山東町１番８―204号、従前の住所神戸市北区小倉台２丁目15番地の11
破産者　鍵谷　哲弘
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２２号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目５番21号
破産者　神谷　芳行
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１５１号
沖縄県那覇市おもろまち２丁目６番18―604号
破産者　一杉　優子
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３１３号
札幌市北区篠路４条２丁目３番６号
破産者　千葉　忠俊
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３９５号
札幌市豊平区平岸６条16丁目２番24―310号
破産者　須藤　純一
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５２号
青森県青森市本町３丁目４番11号　市営住宅はまなす団地４―７、開始決定時の住所仙台市青葉区荒巻中央15番27―406号
破産者　小棚木　久
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９８号
山形県米沢市万世町片子5525番地の１　ハイツ片子103号室、開始決定時の住所山形県米沢市万世町片子5525番地の16　ハイツ片子103号室
破産者　高野　明広
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１７７号
静岡県沼津市本郷町５番３号、破産手続開始時の住所静岡県三島市加屋町１番31号
破産者　齋藤　孝一
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２２２５号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字篭田31番地32メゾンアイⅢ102号、従前の住所愛知県知多郡阿久比町大字横松字西側15・16合番地
破産者　三島印刷所こと　三島　才典
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４号
名古屋市港区当知１丁目904番地　フジビル301号
破産者　谷口　政弘
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７１号
名古屋市瑞穂区太田町３丁目12番地の７　ハイツＴＯＭ102号
破産者　焼肉ふるさと園こと山本菊こと　鄭　菊
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２３２号
大阪市平野区瓜破３丁目２番40号　坂野マンション205号
破産者　宮﨑　成人
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４７９号
大阪府東大阪市大蓮南２丁目17番16号
破産者　サンキュー八木薬店こと西尾政憲こと　呉　　政憲
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４８０号
大阪府東大阪市大蓮南２丁目17番16号
破産者　西尾　幸子
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６７３号
大阪市中央区南船場２―２―13―1606、開始決定時大阪市中央区西心斎橋２丁目９番35―804号
破産者　中村　康三
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部